

8 暗号資産の不正送信に関する暗号資産交換業者の責任の帰趨（棄却）

高松志直

片岡総合法律事務所 弁護士

東京地判令3・8・24令元（ワ）17483号 損害賠償請求事件 2021WLJPCA08248002

●——事実の概要

Xらは、暗号資産交換業者Yとの間で、暗号資産（なお、本稿においては、判旨も含め、「仮想通貨」の用語に代えて「暗号資産」の用語を用いる。）の売買の場を提供するサービス及びこれに関してユーザーの金銭又は暗号資産の管理をするサービス並びにその他関連するサービスに関する利用契約（以下「本件契約」という。）を締結した。Xらは、平成30年1月26日時点において、Yにおける各自のユーザー口座（本件契約8条において各ユーザーに付与される暗号資産及び金銭を管理するための口座のことをいう。以下同じ。）内に、一定数量の暗号資産NEM（以下「ネム」という。）を保有していた。Yは、平成30年1月26日時点において、ユーザーから預託されたネムをホットウォレットで管理していた。この点に関し、暗号資産に関する秘密鍵の管理方法には、インターネットに接続した状態（オンライン状態）のサーバー等で秘密鍵を管理するホットウォレットと呼ばれる方式とインターネットと完全に切り離された状態（オフライン状態）のサーバー等で秘密鍵を管理するコールドウォレットと呼ばれる方式がある。

Yは、氏名不詳者からの不正アクセスを受け、平成30年1月26日午前0時2分から午前8時26分までの間に、Yがシステム上管理していたネムのほとんど全てが外部に不正に送信されるという被害にあった（以下「本件不正送信」という。）。Yは、平成30年1月26日午前11時25分頃、本件不正送信による異常を検知し、順次、ネムの入金、売買及び出金のサービスを一時停止する措置をとり、その旨を同日午後0時7分頃から同日午後0時52分頃までの間に、順次、Yのウェブサイトで告知した（以下、このネムについての入金、売買及び出金のサービスの停止を「本件停止措置1」という。）。また、Yは、順次、日本円及び全ての取扱暗号資産の出金並びに売買のサービスを一時停止する措置をとり、その旨を同日午後4時33分頃から同日午後5時23分頃までの間に、順次、Yのウェブサイトで告知した（以下、このネム以外の暗号資産についての出金及び売買のサービスの停止を「本件停止措置2」という。）。Yは、平成30年1月28日、ネムを保有していたユーザーに対し、本件不正送信に係る補償として、所定の金銭補償を実施する方針を公表し、平成30年3月12日、当該補償を実施した。Yは、本件各停止措置後、暗号資産を管理している

サーバーを外部ネットワークから遮断するとともに、ホットウォレットで管理していた一部の暗号資産について、全てコールドウォレット等へ退避させる等の対応をとった。また、Y社内における調査だけではなく、実績のある外部専門家として複数の情報セキュリティ関連会社にも調査を依頼し、通信に関するログの解析、従業員のヒアリング、Y使用端末のフォレンジック調査等を実施するなどした。

Xらは、Yを被告として、東京地方裁判所に対し、Yの管理下にあったネムが外部からの不正なアクセスにより流出したこと及びこれを受けてYがネムを含む取扱暗号資産について顧客からの指示に基づく送信等を停止したことについて、①顧客から預かったネムを適切に管理する義務違反、②Xらの請求によりネムについての送信等をする債務の履行不能並びに③Xらの請求によりネム以外の取扱暗号資産についての送信等をする債務の履行遅滞を内容とする債務不履行に基づくものとして、損害賠償を求める訴訟を提起した。これに対し、Yは、ネムの管理義務違反が無いこと、履行不能及び履行遅滞が発生していないものとして、請求が棄却されるべきであることを主張した。

●——判旨

請求棄却

本判決は、次のように判示して、Xらの請求を棄却した。

まず、ネムの管理義務違反がYに認められるかについて、以下のとおり判示し、当該主張は認められないものと解した。

「Yが、Xらとの間で本件契約を締結し、Xらが購入するなどした暗号資産を管理保管していたことからすると、Yは、顧客がユーザー口座に預け入れたネムを適切に管理する義務を負っていたといえる。しかし、本件不正送信当時の技術水準に照らして暗号資産交換業者の実用に耐えるコールドウォレットの開発は技術的・人材的に非常に困難であったとの指摘があること…、多量のネムを取り扱っていた暗号資産交換業者A社においてもネムをホットウォレットで管理していたこと…に照らすと、本件不正送信当時、ネムをコールドウォレットで管理することが暗号資産交換業において一般的な技術水準となっていたということはできず、本件全証拠によっても、本件不正送信当時、ネムをホットウォレットで管理すること自体がネムの管理方法として直ちに不適切であると認めるに足りる証拠はない。そうすると、Yがネムをホットウォレットで管理していたことをもって、Yがネムを適切に管理していなかったということとはできないから、本件管理義務違反をいうXらの主張は理由がない。」

次に、ネムを送信等する債務の履行不能が認められるかについて、以下のとおり判示して履行不能になったということとはできないものと判断した。

「本件不正送信によって、Yの管理するネムは、そのほとんど全てが流出したと認められる。しかし、Yにおいて、残存したネムによってはXらに対する本件送信等債務を履行することが不可能になったと認めるに足りる証拠はなく、また、ネムは暗号資産であり極めて高度の代替性が認められることからすると、Yがネムを市場から調達した上で本件送

信等債務に応じることが可能であるといえるから、取引観念上、本件不正送信によってYの管理するネムのほとんど全てが流出したことをもって、本件送信等債務が履行不能になったということとはできない。」「Yによる本件停止措置1は、本件契約14条1項に基づいた措置であると認められる。そうすると、Yが本件契約14条1項に基づき本件停止措置1をとった以上、Xらは、その措置がとられている間は、ネムの送信等を請求する契約上の権利を有していなかったというほかなく、Yが本件送信等債務を負うことを前提として本件停止措置1時点における履行不能の責任を追及するXらの主張は、その前提を欠き、採用することができない。」

さらに、ネム以外の暗号資産を送信等する債務の履行遅滞の責任をYが負担するかについては、以下のとおり判示して当該債務に関する履行遅滞は認められないものと判断した。

「本件停止措置2は、本件停止措置1と同様に、本件不正送信の発生を受け、本件不正送信の原因が究明されておらず、被害がさらに拡大することを防ぐため、本件契約14条1項に基づいてとられた措置であると認められるところ、Yが本件契約14条1項に基づき本件停止措置2をとった以上、Xらは、その措置がとられている間は、対象となる暗号資産の送信等を請求する契約上の権利を有していなかったというほかなく、Yが本件送信等債務を有していることを前提として本件停止措置2時点における履行遅滞の責任を追及するXらの主張は、その前提を欠く。この点をおくとしても、Y暗号資産取引説明書では、機会損失について、ユーザーが発注しようとした注文内容をYにおいて特定することができな

いことから、過誤訂正処理を行うことができないことが指摘されており…、本件送信等債務の内容が暗号資産の送信先又は出入金に係る金額などについてのユーザーからの具体的な請求を受けることなく特定されるとは考え難いことからすると、ユーザーからの具体的な履行の請求がない段階で本件送信等債務が遅滞に陥るとは考え難い。また、本件送信等債務は期限の定めのない債務であると解され、この観点からも、遅滞の責任を負うためには履行の請求が必要であると解される(民法412条3項)。そうすると、本件送信等債務が履行遅滞に陥るためには、各Xらからの催告が必要であるというべきであり、各Xからの催告を要せずに、ネム以外の暗号資産についての本件送信等債務が履行遅滞に陥るとのXらの主張は、採用することができない。」

●——研究

1 はじめに—問題の所在

暗号資産交換業における管理対象の暗号資産が不正送信された場合、当該不正送信に関する暗号資産交換業者の責任の有無が争点となることがある。そこで、本稿においては、不正送信に関する暗号資産交換業者の責任の有無に関し、債務不履行の有無を中心に述べる。なお、関連する論点として、サービス停止条項と消費者契約法の詳細については、永井隆光「仮想通貨(暗号資産)交換所の利用契約上のサービス停止条項と消費者契約法10条等の適用の可否」(CCR(クレジット研究)第10号(2021年6月))を、不正送信事例に関する要件事実を考慮した分析については、本誌70頁以下に掲載される片岡論稿も併せ

て参照されたい。

2 本件裁判例の分析

(1) 管理義務違反の有無

本件裁判例は、暗号資産の管理義務違反の有無の主張に関し、「顧客がユーザー口座に預け入れたネムを適切に管理する義務」を暗号資産交換業者が負担することを前提とした上で、①本件不正送信当時の技術水準に照らしたコールドウォレットの開発の困難性、②同業他社における暗号資産の管理動向を判断要素とした上で、「Yがネムをホットウォレットで管理していたことをもって、Yがネムを適切に管理していなかったということではできない」ことを理由としてXらの主張を排斥した。

かかる判断は、管理義務違反の評価に際し、当時の技術水準及び業界における暗号資産の管理動向という判断要素を明確化した上で事案に即した個別事例の評価を示すものとして妥当なものと評価できる。

その後、本件及び他の不正送信の事例等の発生等を受けて、資金決済法及び同法に関連する自主規制規則（一般社団法人日本暗号資産取引業協会「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則」等）において暗号資産の分別管理に関する規律の整備が進み、これらの規律に基づき、暗号資産の（分別）管理に関する実務対応も蓄積されている。かかる動向を踏まえ、ホットウォレットによる暗号資産の管理についても所定の対応が暗号資産交換業者に求められている。そのため、今後の不正送信事例における管理義務違反の評価に際しては、技術水準及び業界動向の双方の判断要素の検討において、これらの実務対応の蓄積が参照されることになるもの

と思われる。

また、本件裁判例から得られる示唆としては、管理義務違反と損害内容との関係を踏まえた整理を検討することも重要な観点となるものと考えられる。具体的には、例えば、対象となる暗号資産の滅失等に起因する損害を主張する場合と暗号資産の取引機会を逸した相場変動の損害を主張する場合とを対比すると、主張すべき管理義務の内容や停止措置の当否等が異なってくる可能性もある。この点に関し、金融資産に関する取引システム等を巡る従前の裁判例（東京高判平25.7.24 WLJPCA07246001等）などでは、債務不履行の主張の前提となる「債務」の内容について詳細に論じた前例もあり、今後、暗号資産を含む各種決済取引を巡る同種訴訟との関係でも、義務違反等の主張においてこれらの前例がどのように位置付けられるかが争点となることも想定される。

(2) 履行不能の有無

次に、本件裁判例は、ネムを送信等する債務の履行不能の主張に関し、「取引観念上」の観点から履行不能の有無を評価することを前提とした上で、「ネムは暗号資産であり極めて高度の代替性が認められることからすると、Yがネムを市場から調達した上で本件送信等債務に応じることも可能である」ことを中心的な判断要素とすることにより、ネムを送信等する債務が履行不能に至っていないものとしてXらの主張を排斥した。

かかる判断は、数量的な価値把握という暗号資産の性質に起因する高度の代替性を基礎として、調達可能性が存在する以上は履行不能に該当しないという判断を示すものであり、一般的に普及する暗号資産の性質に整合

する判断枠組みとして適切なものと評価できる。

現状の暗号資産の実務においても、各暗号資産は、数量的な管理を基礎として流通しており、その調達可能性も一般に広く認められることが多い。これらの暗号資産の実務を踏まえると、本件裁判例の上記の考え方は、今後のネム以外の暗号資産を巡る同種判断においても基本的な方向性が妥当するものと思われる。

なお、本件裁判例は、重ねて、本件停止措置1により、Xらがネムの送信等を請求する契約上の権利を有していないことも履行不能の有無に関連して述べているが、この点も、前提となる権利の有無を述べるものでありXらの反論を排斥する趣旨の判示として適切なものと評価できる。

(3) 履行遅滞の有無

また、本件裁判例は、ネム以外の取扱暗号資産についての送信等をする債務の履行遅滞の主張に関し、本件停止措置2が本件契約14条1項に基づいて有効に採用された措置であることを前提として、Xらが対象となる暗号資産の送信等を請求する契約上の権利を有していなかったことを踏まえ、履行遅滞の責任を追及するXらの主張はその前提を欠くものとして判示した。また、履行遅滞を認めない補充的な理由として、①本件送信等債務の内容が暗号資産の送信先又は出入金に係る金額などについてのユーザーからの具体的な請求を受けることなく特定されとは考え難いこと、②本件送信等債務が期限の定めのない債務であることを前提として、履行遅滞の責任を負うためには履行の請求が必要であると解されること(民法412条3項)も併せて挙げ

ている。

まず、本件契約においては、「ハッキングその他の方法により当社の資産が盗難された場合」(本件契約14条1項4号)が定められている。本件裁判例は、かかる条項上の根拠を前提とした上で、本件停止措置2の合理性について具体的な事実(被害拡大の防止や原因分析のための必要性等)を踏まえる形で評価しているものと思われることを考慮すれば、かかる判断自体も妥当なものと考えられる。次に、本件送信等債務とユーザーからの具体的な請求の関係については、利用者の暗号資産を混蔵することを前提として数量的に管理している管理実態に照らせば、かかる具体的な請求を要することも補充的な理由付けとして基本的には適切なものと評価できる。民法412条3項への言及も一般的な理論枠組みとしては妥当なものであろう。もっとも、この点については、本誌片岡論稿で示す裁判例のような考え方もあり、若干の揺れがあることから今後の精緻な検討を要する可能性もあるものと思われる。

3 本件裁判例を踏まえた不正送信事例の考え方の潮流と今後の実務への示唆

本件裁判例は、暗号資産交換業者における暗号資産の管理に関する責任の判断に関し、正確な事実関係の整理の下での判断を明確に示すものとして実務対応の先例としての意義を有するものである。

また、大きな裁判例の流れとしては、形式的な理由のみでは履行不能との評価には至らないことを前提として、①暗号資産交換業者の管理義務違反の有無、②サービス停止等の条項の有効性(消費者契約法を踏まえた検討を含む。)を踏まえた上で、債務不履行の有

無に関し、事案に即して個別具体的に検討する流れが実務上の検討の枠組みとして定着しつつあるものと思われる。

上記の枠組み①（管理義務）に関しては、技術の進展や業界慣行の変化に伴って、具体的な考慮要素が時的に変遷するものと考えられる。そのため、前者の要素（技術の進展）については、不正送信事例が発生した時点における標準的な技術上の到達点を踏まえながら、その到達点と当該事案で採用されている技術仕様等との距離が具体的に検討されることが適切である。また、後者の要素（業界慣行の変化）については、不正送信事例の発生時における法令及び自主規制規則の内容等が考慮されることになろう。このうち、現状について言えば、法令等に基づき従前より厳格な管理措置を講じることが暗号資産交換業者に求められていることから、「これらの管理措置を法令等の要求に照らして適切に整備していたかどうか」が検討の着眼点となるものと考えられる。

上記の枠組み②（サービス停止等の条項の有効性）に関しては、消費者契約法の趣旨を考慮した上で、サービス停止等の措置の個別具体的な合理性が問われることになる。本件裁判例においては、ウォレットの移管、詳細な原因分析その他の被害拡大防止のための措置として合理性を有するものであったかが本件停止措置の内容として事案に即して検討されている。これらの判断の流れからすれば、サービス停止等が利用契約等に形式的に定められているかどうかだけではなく、対象となる事案において、サービス停止等の合理性があったかが個別具体的に問われることになるものと考えられる。

これらの裁判例の流れを踏まえた場合、今後、暗号資産を決済サービス等に用いること（実務上も、暗号資産による支払を要するサービス等において、暗号資産による決済を可能とする仕組みを導入する動きが存在する。）を検討する際には、暗号資産の不正送信その他の不測の事態においてサービス停止等のような判断プロセスで決定するかについて、事前に詳細を検討しておくことが望ましいものと考えられる。具体的には、決済サービス等におけるサービス停止等の事由としては、不正利用等を防止するための事由が定められることもあり、これらの事由に起因するサービス停止等の当否については、対象となる決済サービスの内容等を踏まえた検討を行うことが適切となろう。本件裁判例からは、これらの検討の視座も得られるものと思われる。

〔参考判例・文献〕

本文中に掲げたもの。